

納税ニュース

平成 18 年 11 月 15 日 第 14 号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

中学生の税に対する意識の高揚と租税の役割、使われ方について正しい知識と理解を深めてもらうことを目的として、全国納税貯蓄組合連合会では、「税についての作文」の募集を毎年実施しています。ここでは今年、茨城県知事賞を受賞した鹿野中の安齋聡美さんの作文を紹介します。

平成 18 年度 中学生の税の作文入選作品

本当にあった税の話

鹿野中学校

安齋 聡美

普段買い物をする時に消費税5%がかかること、このことはきっと誰もが知っていることだと思います。この他にも国に納める税金、都道府県に納める税金、市区町村に納める税金などがあります。けれど、実際に自分が払っている税金がどこでどのように使われているか「正しい知識」をもっている人はいるのでしょうか。

身近な税金の使われ方として常識的なことは、公立学校の児童・生徒の一人当たりの年間教育費、私たちの生活や安全を守るための警察・消防費、国民医療費の公費負担額、市町村のゴミ処理費用などがあります。私もこの位のことには知っていますが、税に対しての関心は全く無いし、税がどのように使われているのかなんて興味もありませんでした。

でもある日、実際に税金が使われているところを見ました。私は3年間テニス部に入っていました。私の学校は高い所にあるので、学校の裏にあるテニスコートのすぐ近くは崖になっていてとても危険でした。ところが、いつものように練習に行くときコンクリートで固めて、私たちのような生徒が危険でなくなるようにと、フェンスで囲む工

事がされていました。その時は何とも思わなかったのですが、後々考えてみると、それは税金によって納められたお金を使っているのだと思いました。

その日から私は税金について、少しずつ興味をもち始めました。改めて身の回りを見てみると、自分の周りには税金によって生活や勉強がしやすいんだな、と感じました。あの日の工事を見た時から税金の重要さが分かった気がします。

テレビのニュースなどで税金に関する事件を時々耳にしますが、納税しなかったり、税に関するトラブルが起こる最大の理由は、納税者が理解をしていないことだと思います。納税者が正しい知識をもっていれば「自ら納めよう」とする心も生まれるはずですよ。

私は今回の体験を機に税金について勉強して、将来自分が納税者になるための正しい知識を持ちたいと思います。これからも国が生活しやすい場であるには、税金は必要不可欠なものだと思うので、一人でも多くの方が正しい知識をもてれば良いな、と感じました。

◆◆◆◆◆税を考える週間(11月11日~17日) 標語 鹿嶋市長賞◆◆◆◆◆

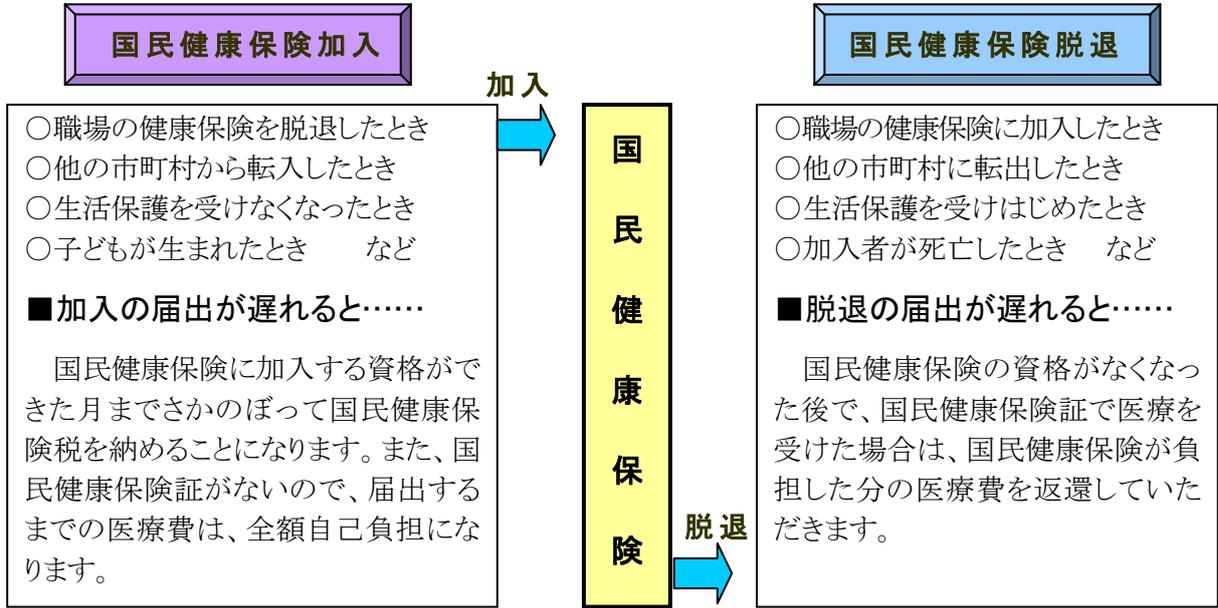
税金は 輝く未来と みんなのために

平井中学校 鴨井 美紀



11月は固定資産税の納期です。
納期限：11月30日（木）

国民健康保険に加入・脱退するときは、14日以内に届出を…



※注：新たに勤務先などの健康保険に加入しても、国民健康保険証の資格は自動喪失しません。必ず手続きをしてください。

問合せ◆国保年金課(内線 330～332)



◆◆◆◆◆初めて口座振替をした方へ◆◆◆◆◆

納期限日に皆さんの指定された口座から、振替をしています。領収書は年度末に一括してお送りしています(※ただし、軽自動車については、車検の関係から納付後に車検用の領収書をお送りしています)。これは、件数が膨大のため、経費削減の一環で行っています。ご理解をお願いします。

◆◆◆◆◆口座振替をお勧めします◆◆◆◆◆

現金を持ち歩く必要がありません。また、うっかり忘れや金融機関まで足を運ぶ必要がありません。このように安全で、安心で、確実な口座振替はとっても便利です。ご利用の金融機関で手続きをお願いします。

11月の休日納税相談と休日納税窓口(毎月第4日曜日)

とき 11月26日(日)9:00～15:00

ところ 納税対策課(市役所1階)



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成19年1月の予定です。